

2024年2月20日

各位

会社名 株式会社 ソラコム
代表者名 代表取締役社長 玉川 憲
(コード番号：147A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 C F O 五十嵐 知子
(TEL 050-3171-7091)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年2月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式4,733,800株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2024年3月6日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2024年3月25日(月曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、野村証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2024年3月14日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2024年3月15日(金曜日)から
2024年3月21日(木曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2024年3月26日(火曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

役会において決定する。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 6,071,500株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社 6,071,500株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。(注)当社が指定する販売先(親引け先)への売付けに関連して、一部の当社普通株式につき、米国証券法に基づくルール144Aに従った米国投資家への販売を行う可能性がある。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,620,700株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2024年3月14日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,620,700株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2024年4月23日（火曜日）
- (4) 払込期日 2024年4月24日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2024年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関して、当社は、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社に対し、売出し株式数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アセットマネジメントOne株式会社が運用を行うファンド	取得金額1,000百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
WiL Ventures III, L.P.	取得金額2,000百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	持分比率の向上によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
Suzuki Global Ventures, L.P.	取得金額750百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

上記表に記載の親引け先のうち、WiL Ventures III, L.P.及びSuzuki Global Ventures, L.P.への販売に係る株式数は、海外販売の売出数（海外販売株数）に含まれます。

なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式数 当社普通株式 4,733,800株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 6,071,500株
- ② オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限1,620,700株
- (3) 需要の申告期間 2024年3月7日(木曜日)から
2024年3月13日(水曜日)まで
- (4) 価格決定日 2024年3月14日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2024年3月15日(金曜日)から
2024年3月21日(木曜日)まで
- (6) 払込期日 2024年3月25日(月曜日)
- (7) 株式受渡期日 2024年3月26日(火曜日)

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が1,620,700株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるKDDI株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年2月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式1,620,700株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2024年3月26日(上場日)から2024年4月19日までの間、大和証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	38,487,009株
公募による新株式発行による増加株式数	4,733,800株
公募後の発行済株式総数	43,220,809株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	1,620,700株(最大)
増加後の発行済株式総数	44,841,509株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 3,675,056 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 1,266,779 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 4,941,836 千円を、①事業拡大のための人件費及び採用費、②広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資及び③IoTプラットフォーム「SORACOM」の拡充のための開発費に充当する予定であります。具体的な内容は以下に記載のとおりです。

①事業拡大のための人件費及び採用費

今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、営業人員及びプラットフォーム開発のためのエンジニア等の採用、事業成長を支える経営管理人材等の採用を目的に、人件費及び採用費の増分の一部として 3,486,919 千円(2025年3月期:732,381千円、2026年3月期:1,097,913千円、2027年3月期:1,656,625千円)を充当する予定であります。

②広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資

さらなる事業規模の拡大のため、新規顧客獲得のための展示会などへの出展に伴う販売促進活動及び新規顧客のみならず、当社の認知度を効率的に高めるため、広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資の一部として、929,706 千円(2025年3月期:225,399千円、2026年3月期:315,637千円、2027年3月期:388,670千円)を充当する予定であります。

③IoTプラットフォーム「SORACOM」の拡充のための開発費

当社事業の基盤となるIoTプラットフォーム「SORACOM」の機能追加と既存機能の改善を継続的に行い、多様化する顧客ニーズに対応し、提供価値の向上を図ることを目的に、これらの開発費の一部として、525,210 千円(2025年3月期:89,345千円、2026年3月期:178,984千円、2027年3月期:256,881千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※)有価証券届出書提出時における想定発行価格(820円~870円)の平均価格(845円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討してまいりたいと考えております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 (△)金額	62.98円	7.52円	△6.55円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	28.6%	8.6%	－
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失(△)金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。2023年3月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 当社は、2022年12月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失(△)金額を算定しております。

6. 当社は、2022年12月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2021年3月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 (△)金額	20.99円	7.52円	△6.55円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるKDDI株式会社、当社株主であるセコム株式会社、ソニーグループ株式会社、日本瓦斯株式会社、株式会社日立製作所、ソースネクスト株式会社及びWiL Ventures III, L.P.、当社株主かつ新株予約権者である玉川 憲、船渡 大地及び安川 健太並びに当社新株予約権者である五十嵐 知子及び入山 章栄は、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

日（当日を含む。）後 180 日目の 2024 年 9 月 21 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は上記ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、当社と当社株主であるセコム株式会社、ソースネクスト株式会社、ソニーグループ株式会社、日本瓦斯株式会社、株式会社日立製作所及び Wil Ventures III, L.P. の間でそれぞれ締結された基本合意書において、当社株式を初めて取得した日から 5 年の間、当社株式の保有を継続することを定めております。ただし、当社及び当該当社株主が別途合意する場合はこの限りではなく、当該当社株主は当社株式を第三者に売却できるものとしております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。